Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１５）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
（注１６）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数引込の配線とする。
（注１７）会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注１８）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
（注１９）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。
（注２０）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
（注２１）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２２）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。
（注２３）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。
（注２４）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２５）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２６）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
（注２７）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注２８）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注２９）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３０）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３１）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３２）写真については、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３３）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びＮＫ認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
（注３４）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３５）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注３６）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注３７）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注３８）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。
（注３９）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４０）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注４１）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注４２）使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。
（注４３）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注４４）２０１９年３月３１日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は２０１９年３月３１日以前の認定であって、２０１９年４月１日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。
（注４５）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。